

三種町新ホームページ構築業務
公募型プロポーザル実施要綱

三種町
令和4年5月

【目次】

1. 業務の概要	
1.1 業務名	2
1.2 目的	2
1.3 業務内容	2
1.4 委託期間	2
1.5 提案上限額	2
2. プロポーザルに関する事項	
2.1 参加資格	3
2.2 スケジュール	4
2.3 質疑及び回答	4
2.4 参加表明書などの提出	4
2.5 企画提案書などの提出	5
2.6 企画提案書などの作成	5
2.7 優先交渉者などの選定方法	7
2.8 契約	8
2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項	9
問い合わせ及び各種書類の提出先	10

1. 業務の概要

1. 1 業務名 三種町新ホームページ構築業務

1. 2 目的

現行の三種町ホームページは平成23年度に稼働したものだが、高度化・多様化する利用者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められることから、全ての利用者にとって使いやすく魅力的なデザインへ刷新することが求められている。

また、利用者及び職員から「AIチャットボットの導入」や「手続き申請ナビの導入」など、利用しやすいホームページへの刷新を求める声が寄せられている。

よって、全ての利用者にとって使いやすく魅力的なデザインへ刷新することを目的とした新ホームページの構築を行う。

については、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の受託者として選定する。

1. 3 業務内容

「三種町新ホームページ構築業務仕様書」のとおり

1. 4 委託期間

契約締結日より令和5年3月31日まで

1. 5 提案上限額

構築費：12,807,000円

(取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。)

2. プロポーザルに関する事項

2. 1 参加資格

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 自己または自社の役員などが、次のいずれにも該当しない者であること及び次の（ア）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (カ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (5) 提供するCMSは、公告日の前日までに構築及び運用を開始している地方公共団体の公式ホームページの運用実績を有していること。
- (6) CMSは、情報セキュリティの観点からWordPressなどのオープンソースではなく、パッケージでの提供が可能であること。
- (7) 別紙1「CMS機能要件一覧」に掲げる必須要件について、「標準実装」若しくは「カスタマイズ又は代替案により対応可能」であること。
- (8) 別紙2「データセンター機能要件一覧」を満たすデータセンターよりサービス提供する者。
- (9) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者。
- (10) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (11) 三種町における令和3年度・令和4年度物品等競争入札資格の認定（登録区

分は問わない)を受けている者、または認定を有していない場合は、以下の書類(発行から3ヶ月以内)の提出ができる者。

(ア) 登記簿事項証明書(履歴事項全部証明書)

(イ) 財務諸表

(ウ) 納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税「その3の3」)

※(1)～(10)については、連携協力企業など(当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者)があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

2.2 スケジュール

(1) 公告(実施要綱等の公表)	令和4年5月 9日(月)
(2) 質問書の提出期限	令和4年5月16日(月)
(3) 質問に対する最終回答	令和4年5月19日(木)
(4) 参加表明書等提出期限	令和4年5月26日(木)
(5) 企画提案書等提出期限	令和4年6月23日(木)
(6) 一次審査結果の通知	令和4年7月 1日(金)
(7) 二次審査	令和4年7月14日(木)
(8) 最終審査結果の通知	令和4年7月下旬
(9) 契約締結	令和4年8月上旬

2.3 質疑及び回答

2.3.1 質問書の提出

- (1) 提出期限 令和4年5月16日(月) 17時
- (2) 提出書類 質問書(様式3)
- (3) 提出方法 電子メール

2.3.2 質疑への回答

- (1) 回答期限 令和4年5月19日(木) 17時
- (2) 回答方法 質問者に対し電子メールで回答するとともに、質問及び回答内容をホームページで公表

2.4 参加表明書などの提出

2.4.1 提出期限

令和4年5月26日(木) 17時 ※郵送の場合は必着

2.4.2 提出方法

持参、郵送又は電子メール

2.4.3 提出書類

- (1) 【様式1】公募型プロポーザル参加表明書

(2) 【様式2】宣誓書

(3) 2. 1 参加資格 (1 1) に記された書類

※三種町における令和3年度・令和4年度物品等競争入札資格の認定(登録区分は問わない)を受けている者を除く。

2. 4. 4 参加辞退

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合、事前に連絡の上、辞退届(任意様式)を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

2. 5 企画提案書などの提出

2. 5. 1 提出期限

令和4年6月23日(木) 17時 ※郵送の場合は必着

2. 5. 2 提出方法

持参又は郵送、併せて電子メール

2. 5. 3 提出書類・部数

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 【任意様式】企画提案書 | 25部 |
| (2) 【任意様式】構築費用見積書及び見積明細書 | 1部 |
| (3) 【任意様式】運用保守費用見積書及び見積明細書 | 1部 |
| (4) 【別紙1】CMS機能要件一覧 | 1部 |
| (5) 【別紙2】データセンター機能要件一覧 | 1部 |

2. 6 企画提案書などの作成

2. 6. 1 企画提案書の作成

企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、要件を満たさない内容又はより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本工業規格A4版(一部A3版資料折込使用可)とし、任意書式にて作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要、公共団体実績について、以下の点を踏まえて記述すること。 ①会社概要 ②提案内容と同様または類似の過去3年間の業務実績

2	本業務に対する 取り組み	<p>本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本的な考え方、事業への理解 ②提供体制 ③業務スケジュール
3	デザイン・サイト構成	<p>新ホームページの構築に対する提案を、以下の項目を定めポイントを記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①サイト構成・構造 ②トップページのデザインや構成、各ページのデザイン ③スマートフォン等への対応 ④AIチャットボット機能の対応 ⑤手続き申請ナビ機能の対応
4	アクセシビリティへの 対応	<p>アクセシビリティの対応にあたり、三種町職員の負荷がなく構築し、保持することができるかについて記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対応実績 ②対応実現方法
5	提案 CMS の機能	<p>以下の内容について記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①CMS の製品コンセプト ②コンテンツの作成・公開方法 ③アクセシビリティチェックの機能性 ④ページの管理方法 ⑤組織改正や人事異動に伴う各種管理機能 ⑥拡張性・バージョンアップなどへの考え方
6	リニューアル支援	<p>以下の内容について記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①データ移行の方法、支援内容 ②職員操作研修
7	システムの性能	<p>以下の内容について記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①サービスを提供するデータセンター ②システムの安定性 ③セキュリティの確保
8	運用・保守体制	<p>以下の内容について記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害発生時の対応方法 ②災害発生時の対応方法 ③保守運用支援内容

9	その他	自治体の最新動向や、効果的な情報発信のあり方など、三種町に最適な独自提案を記述すること。
---	-----	--

2. 6. 2 見積書の作成

(1) 構築費用

新ホームページ構築業務一式の費用について、見積書および見積明細書を作成すること。(任意様式)

なお、現行ホームページからのデータ移行費も含めること。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積金額には消費税額及び地方消費税額を加算すること。

(2) 運用保守費用

令和5年4月1日から5年間の運用保守費用について、見積書及び見積明細書を作成(年度ごとに記載)すること。(任意様式)

なお、価格に上限は定めないものとするが、審査対象とするため、その点を留意すること。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積金額には消費税額及び地方消費税額を加算すること。

2. 6. 3 CMS機能要件一覧の作成

別紙1のCMS機能要件一覧の項目について、標準実装の場合は「○」、カスタマイズ又は代替案で対応可能な場合は「△」、対応不可の場合は「×」を記載すること。

カスタマイズの場合は見積書にも金額を含めること。

代替案の場合には、備考欄に具体的な対応方法を記載すること。

なお、重要度が「必須」の項目については、「○」または「△」のみを認め、「×」の場合、参加資格を有しないものとする。

2. 6. 4 データセンター機能要件一覧の作成

別紙2のデータセンター機能要件一覧の項目について、すでに対応している又は対応可能である場合は「○」を、対応不可能の場合は「×」を記載すること。

なお、「×」の項目がある場合、参加資格を有しないものとする。

2. 7 優先交渉者などの選定方法

本プロポーザルは、二段階審査方式で実施し、町が設置する選定委員会の審査により、優先交渉者を選定する。

2. 7. 1 一次審査

参加資格を満たす者を対象に、企画提案書、提案価格を審査し、評価点を算出する。評価点の上位4者を一次審査通過者とする。

審査結果は令和4年7月1日(金)までに書面により通知する。

2. 7. 2 二次審査

一次審査通過者を対象に、プレゼンテーション、デモンストレーションおよび質疑応答による審査を実施し、評価点を算出する。なお、プレゼンテーション、デモンストレーションは、パワーポイントの使用を認め、Zoom Meetings を使用したオンラインによる審査とする。

- (1) 実施日 令和4年7月14日(木) 1者につき60分間(質疑含む)
- (2) その他 詳細については、一次審査の結果とともに通知する。

2. 7. 3 評価基準

審査の評価基準は次に定める通りとし、一次審査及び二次審査での合計得点が高い者を優先交渉者に選定し、次に得点が高い者を次点交渉者に選定する。

なお、同点の場合は、選定委員長が選定する。

1. 一次審査による審査項目		
1	企画提案書	30点
2	提案価格(構築費用)	10点
3	提案価格(運用保守費用)	10点
2. 二次審査による審査項目		
1	プレゼンテーション・デモンストレーション	150点

※二次審査の審査項目の詳細は、一次審査通過者に対し別途示すものとする。

2. 7. 4 最終審査結果通知及び優先交渉者の公表

(1) 結果通知

最終審査の結果は、二次審査の参加者全員に対し、令和4年7月下旬に書面により通知する。ただし、個々の評価に対する内訳は通知せず、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けない。

(2) 優先交渉者の公表

結果通知後に、優先交渉者名を町ホームページ上に掲載する。

2. 7. 5 その他

参加者が1者の場合であっても審査を実施するものとし、一次審査及び二次審査の合計得点が140点以上であれば優先交渉者に選定する。

2. 8 契約

2. 8. 1 契約の締結

優先交渉者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、本業務に係る契約を締結する。

なお、本業務の全てを再委託することは一切認められない。ただし、必要により本業務の一部を再委託する場合は、企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割を明確に示すこと。

2. 8. 2 次点交渉者との交渉

優先交渉者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉者と本業務の契約について交渉を行う。

2. 8. 3 契約期間

- (1) 新ホームページ構築に係る委託期間
契約締結日から令和5年3月31日まで
- (2) 運用保守に係る業務委託契約
令和5年4月1日以降の運用保守については、別途契約とする。

2. 9 プロポーザル参加に際しての留意事項

2. 9. 1 失格及び無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 審査員に接触するなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- (4) 優先交渉者選定終了までに、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (5) 契約締結までに、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

2. 9. 2 その他の留意事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査経過や結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- (3) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (4) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - (ア) 実施要綱等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - (イ) 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - (エ) その他実施要綱等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (6) 本要綱に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

【問い合わせ及び各種書類の提出先】

秋田県 三種町役場 企画政策課 情報統計係

〒018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8

☎ : 0185-85-4818

FAX : 0185-85-2178

E-mail : kikaku@town.mitane.akita.jp